

国民年金のご案内

学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生で本人の所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が設けられています。

国民年金保険料の追納制度

追納制度とは、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の国民年金保険料を後から納付することができる制度です。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間のものに限られています。すでに老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。

申請方法などについては、税務住民課または広島南年金事務所にお問い合わせください。  
 税務住民課保険年金グループ ☎820-5604、☎855-0155  
 広島南年金事務所 ☎253-7710、☎505-5122

広島ユネスコ活動奨励賞表彰伝達式

「坊田かずまの会」が広島ユネスコ協会から、20年の長きにわたり坊田かずまの調査研究を行い、地域の活性化および音楽教育、音楽文化の発展に貢献された功績を讃えられ、広島ユネスコ活動奨励賞表彰を受けられました。おめでとうございます。



▲伝達式の様子

(教育総務課)

安全安心なまちづくり功労表彰

地域における防犯活動などを通して、安全で安心なまちづくりに貢献された新宮長寿会会長の香下信弘さんに、熊野町長から感謝状を授与しました。



▲左から、栗原防犯まちづくり協議会会長、香下信弘さん、三村町長、藤友新宮自治会長

(生活環境課)

選挙管理委員が改選されました

任期は、令和8年3月29日までで、各種選挙が適正に行われるよう、管理執行にあたられます。



仁井本 義治  
委員長



藤川 千浪  
委員 (職務代理者)



吉川 眞智子  
委員



住岡 宣博  
委員

(総務課)

敬老会について見直しました

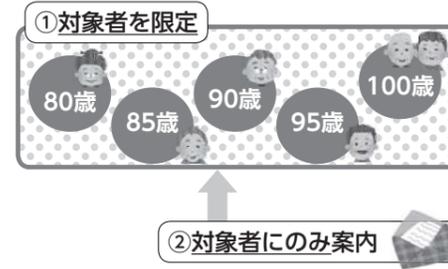
新型コロナウイルス拡大防止や熱中症対策などの観点や現在の社会情勢を踏まえ、敬老会の実施にあたり、以下の2点について敬老会実行委員会の中で見直しを行いました。  
 皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆参加対象者の限定

敬老会対象者の増加により、会場の確保が難しいことに加え、感染症と熱中症の対策を徹底することが困難であるため、**対象者を満80歳、85歳、90歳、95歳、100歳※に限定**して実施します。

なお、敬老会が実施される場合、**対象者にのみ案内状を8月中頃に送付**します。

※その年の4月2日から翌年4月1日の誕生日でそれぞれの年齢を迎える人



敬老会実行委員会事務局 (高齢者支援課内) ☎820-5605

◆名簿作成の廃止

敬老会で配布していた**敬老会名簿**※について、名簿掲載者が対象者の5割強程度であり、また確実な掲載確認も困難であることから、公平・公正を欠くため、**今後は名簿の作成を行いません**。



※敬老会名簿とは満80歳以上の人のうち、掲載に同意した人の名前の一覧を掲載したものです。

4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられました

民法改正により、4月1日から成人年齢が20歳から18歳に変わりました。これに伴い、18歳からは親の同意を得なくても、自分の意志で多くのことができるようになります。

18歳からできるようになること

- 親の同意がなくても契約ができる  
 例) 携帯電話の契約をする、アパートなどを借りる、ローンを組む、クレジットカードを作る
- 男女ともに18歳で結婚ができる
- 10年有効のパスポートが取得できる
- 国家資格を取得できる  
 例) 公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許
- 性同一性障害者が性別の取扱いの変更審判を受けられる

できないこと (今までどおり20歳から)

- 飲酒や喫煙
- 競馬、競輪、競艇、オートレースの投票券(馬券など)購入
- 大型、中型自動車運転免許の取得
- 養子縁組
- 年金への加入義務



成人になると親の同意無く契約ができるようになりますが、責任を負うのも自分自身となります。「悪徳事業者のターゲットになる」「多重債務に陥る」などのトラブルに巻き込まれないよう契約についてしっかりと学びましょう。



(政策企画課)